

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年四月九日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第一号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三二の部一の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限三年の前期課程の修了」を加え、同部二の項(1)中「卒業」の下に「又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。